

福岡市地下鉄 空港線・箱崎線  
自動販売機（飲料用を除く）  
設置・運営事業者 公募要項

令和5年12月4日

福岡市交通局広告・駅ナカ事業課

## 目次

1. 公募内容等 .....	1
(1) 自動販売機の設置及び運営を行う場所 .....	1
(2) 販売可能品目 .....	1
(3) 許可及び使用料等 .....	2
(4) 売上報告書の提出 .....	4
(5) 許可の取消し又は変更 .....	4
(6) 原状回復 .....	5
2. 参加申込資格 .....	5
3. 本件許可上の条件 .....	6
4. 設置上の条件 .....	7
5. 運営上の条件 .....	7
6. 公募への参加申込み .....	8
(1) 参加申込み期限 .....	8
(2) 提出書類 .....	8
(3) 提出書類の作成及び提出に関する補足 .....	10
7. 提出書類の公開及び権利関係について .....	10
8. 本公募に関する質問の受付及び回答 .....	11
(1) 質問受付期間 .....	11
(2) 質問方法 .....	11
(3) 回答方法 .....	11
(4) 回答の取り扱い .....	11
9. 選考方法 .....	11
(1) 第1次選考 .....	11
(2) 第2次選考 .....	11
10. 運営事業者の決定 .....	12
11. その他留意事項 .....	13
12. 様式 .....	13
13. 提出先及び問合せ先 .....	13
◇ 公募要項公表から運営開始までの流れ .....	14

# 福岡市地下鉄 空港線・箱崎線 自動販売機（飲料用を除く） 運営事業者 公募要項

福岡市交通局では、地下鉄をご利用のお客さまの利便性向上を図るため、空港線・箱崎線における自動販売機（飲料用を除く）の設置及び運営を行う事業者（以下「運営事業者」という。）を公募します。公募への参加を希望する方は、本公募要項を確認した上で、公募への参加申込みを行ってください。

なお、本公募要項は、本公募のみに適用し、交通局が将来実施する公募の際は、内容を変更する可能性があります。

## 1. 公募内容等

### (1) 自動販売機の設置及び運営を行う場所

次に掲げる場所及び台数にて設置していただきます。

#### ① 対象路線

空港線及び箱崎線

#### ② 対象駅

##### ○ 空港線：【9駅・16台設置】

姪浜駅、室見駅、藤崎駅、唐人町駅、赤坂駅、  
中洲川端駅（中洲口）、博多駅（博多口、中央口）、  
東比恵駅、福岡空港駅

##### ○ 箱崎線：【4駅・4台設置】

呉服町駅、千代県庁口駅、箱崎九大前駅、貝塚駅

※ 「参考資料1 配置図面」参照

※ 設置場所の寸法には、原則として放熱スペース等を含みます。

※ 対象駅の設置場所ごとの予定販売品目を記載した企画書【6.

(2) 提出書類の②】を参加申込時に提出していただきます。

### (2) 販売可能品目

#### ○ 販売を認める品目

- ・ 食品（常温、冷蔵又は冷凍）
- ・ 雑貨（ハンカチ、エコバック等）
- ・ 玩具（カプセルトイ等）

#### ○ 販売を認めない品目

- ・ 飲料
- ・ 現金及び金券
- ・ 外貨両替機
- ・ SIM、Wi-Fi、モバイルバッテリー等の携帯用通信機器関連商品
- ・ 貴金属宝石類
- ・ 新品でないもの
- ・ 風紀上好ましくない商品
- ・ 公衆に不快や当惑の感を与えるもの
- ・ 政治活動及び宗教活動に関するもの
- ・ 青少年の育成教育上好ましくないもの

- ・ 上記に掲げるもののほか交通局の方針に反するもの又は対象駅での販売が不適当と考えられるもの

### (3) 許可及び使用料等

#### ① 許可

運営事業者は、自動販売機設置場所として使用する土地について、福岡市交通局公有財産規程第 25 条に基づく行政財産目的外使用許可（以下「本件許可」という。）を交通局から受けた上で、自動販売機を設置していただきます。なお、本件許可は、通常の賃貸借契約とは異なり、借地借家法の適用はありません。

※ 「参考資料 2 許可条件（案）」参照

#### ② 期間

運営事業者による設置及び運営期間（以下「本件期間」という。）は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。なお、本件許可の更新はありません。

#### ③ 使用料

ア 運営事業者は、自らが提案した金額（以下「提案月額使用料」という。）に消費税及び地方消費税相当額（以下「税相当額」という。）を加えた額（以下「月額使用料」という。）を、納付していただきます。

イ 提案月額使用料は、公募への参加申込時に「様式 2-1 企画書」に記入していただきます。なお、提案月額使用料は、300,000 円（税抜）以上とします。

ウ 月額使用料は、福岡市交通局公有財産規程第 32 条第 1 項に基づき、12 か月分を一括して納付していただきます。また、同規定に基づき、初年度分は、本件期間の初日の前日までに、次年度分以降は、当該年度の 4 月 30 日までに納付していただきます。

※ 税相当額は、福岡市交通局公有財産規程第 31 条第 4 項の規定に基づき算出します。当該規程の改正により、税相当額の率が改定された場合は、改定された率に基づき、税相当額を納付していただきます。

※ 下記（5）①ア又はイに伴う減台の場合は、減少した台数に応じて、月額使用料を減額します。それ以外の事情による減台の場合は、原則として月額使用料の減額はありません。

※ 増台の場合は、増加した台数に応じて月額使用料を増額します。

#### ④ 電気使用料相当額

電気使用料相当額は、自動販売機の定格消費電力に基づき、交通局が定める算出方法により計算した額とします。また、電気使用料相当額は、12 ヶ月分を、原則として当該年度の 4 月 30 日までに、一括で納付していただきます。

⑤ 道路占用料

道路占用料は、法令が定める算出方法により計算した額とします。また、道路占用料は、12か月分を、原則として当該年度の4月30日までに、一括で納付していただきます。

※ 法令の改正により、道路占用料の改定がなされた場合は、改定後の法令に基づき道路占用料を請求します。

※ 年度途中で自動販売機を入れ替えた場合、占用物件が変わるため、入れ替え前の自動販売機の占用料とは別途、入れ替え後の自動販売機に対する道路占用料が必要となります。この場合、原則として入れ替え前の自動販売機の占用料の還付はありません。

⑥ その他の必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移設費、清掃費等の一切の経費は、運営事業者の負担となります。また、自動販売機用コンセントの新設若しくは増設が必要な場合又は分電盤等の交通局設備の改造等が必要な場合は、全て運営事業者の負担により施工していただきます。なお、施工に際しては、事前に交通局と施工内容について協議した上で、図面等の工事内容の承諾を受ける必要があります。

⑦ 使用保証金

ア 金額及び納付

保証金は、運営事業者に選定された者が提案した月額使用料の12ヶ月分とします。また、使用保証金は、本件期間の初日（令和6年4月1日）までに、交通局が発行する納入通知書により、福岡市交通局出納取扱金融機関（福岡銀行の派出所、出張所を含む全営業店舗）において納付していただきます。

※ 増台又は減台があった場合でも、使用保証金に変更はありません。

イ 返還

使用保証金は、原状回復の完了後に返還いたします。なお、原状回復が完了するまでの間に、未納の滞納金、延滞金又は違約金がある場合は、納付を受けた使用保証金から当該金額を差し引いた金額を返還します。また、使用保証金に利息は発生しません。

⑧ 販売品目の変更

販売品目は、交通局の許可を受けなければ、変更してはいけません。なお、ここでいう変更とは、冷凍食品から玩具に変更する場合、冷凍食品の中での商品入替を行う場合等を意味します。

⑨ 減台

本件期間前及び本件期間中のいずれも、運営事業者の都合による減台は、原則として認められません。ただし、交通局と協議の上、認められる場合があります。

なお、下記（5）に伴い減台となる可能性があります。

⑩ 運営期間中の増台及び対象駅の追加

博多駅においては、自動販売機の設置可能台数を増やす可能性があります。また、天神駅を、新たに自動販売機の設置対象駅とする可能性があります。これらの場合において、運営事業者が自動販売機の増設を了承したときは、月額使用料とは別途、増設分の土地建物使用料等を納付していただきます。

⑪ キャッシュレス決済対応

設置する自動販売機において交通系電子マネーを導入する場合は、可能な限り福岡市交通局発行の交通系ＩＣカード「はやかけん」電子マネー対応機種とし、福岡市交通局又は福岡市交通局とアクワイアリング契約している事業者と「はやかけん」電子マネー加盟店契約（以下「加盟店契約」という。）を締結してください。加盟店契約についての詳細は、下記担当者にお問い合わせください。

【はやかけん電子マネー加盟店契約についての問い合わせ先】

担当：福岡市交通局営業部営業課ＩＣカード係

電話番号：０９２－７３２－４１２２

Ｅメール：eigyo.TB@city.fukuoka.lg.jp

（４）売上報告書の提出

運営事業者には、自動販売機の月毎の売上数、売上金額等交通局が指定する項目を売上報告書に記載の上、交通局が指定する日までに毎月報告していただきます。

（５）許可の取消し又は変更

- ① 次の各号のいずれかに該当するときは、本件許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。なお、本件許可の全部若しくは一部を取り消し又は変更した場合において、運営事業者に損害が生じても、交通局はその賠償の責を負いません。

ア 使用部分を交通局の事業の用に供するため必要が生じたとき。

イ 使用部分を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

ウ 運営事業者が許可条件に違反したとき。

エ 交通局の許可なく、本公募時に企画提案した内容に反する内容の企画を運営事業者が行ったとき。

オ 月額使用料、電気使用料相当額及び道路占用料を３か月以上滞納したとき。

カ 運営事業者の発行する手形若しくは小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、又は支払い不能の状態に陥ったとき。

キ 運営事業者の故意又は過失により火災（小火を含む。）、漏水等が発生し、地下鉄事業に支障を生じさせたとき。

- ② 前記①のア又はイの規定により本件許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更した場合は、次に定めるとおり取り扱うものとします。

ア 使用保証金は、原状回復後に返還します。

イ 運営事業者は、納付した使用保証金の額を超えて交通局に損害があるときは、その損害を賠償しなければなりません。

- ウ 取り消しに伴う原状回復については、下記（６）に定めるとおりです。また、使用物件の移転、変更、修理又は撤去に係る費用は、運営事業者の負担とします。
- ③ 前記①のウからキまでの規定により本件許可本件許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更した場合は、次に定めるとおり取り扱うものとしてします。
- ア 使用保証金は、原状回復後に返還します。
- イ 運営事業者は、納付した使用保証金の額を超えて交通局に損害があるときは、その損害を賠償しなければなりません。
- ウ 本件期間の初日より前に本件許可を取り消す場合は、月額使用料の３か月分に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- エ 本件期間中に本件許可を取り消す場合は、月額使用料の６か月分に相当する金額を、違約金として申し受けます。ただし、本件期間の残期間が６か月に満たない場合は、月額使用料の残期間分に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- オ 取り消しに伴う原状回復については、下記（６）に定めるとおりです。また、使用物件の移転、変更、修理又は撤去に係る費用は、運営事業者の負担とします。

## （６）原状回復

- ① 本件期間の満了に伴う場合は、本件期間の満了日までに、自動販売機を撤去するとともに、使用物件を自動販売機の設置前の状態に回復していただきます。
- ② 本件許可が取り消された場合は、交通局が指定する期日までに、自動販売機を撤去するとともに、使用物件を自動販売機の設置前の状態に回復していただきます。
- ③ 原状回復に係る費用は、運営事業者の負担となります。ただし、運営事業者が新設、増設又は改造した電源設備は、交通局と事前に協議の上、交通局へ寄附することができるものとします。
- ④ 本件期間の満了後、運営事業者が継続して行政財産目的外使用許可を受ける場合は、原状回復を行わないことができるものとします。

## ２．参加申込資格

次の要件を全て満たす者に限り、本公募に参加することができます。

- ① 会社法上の会社（法人）に該当する者であること。
- ② 福岡市地下鉄の駅構内、他の鉄軌道事業者の駅構内、公共施設（本市に限らず庁舎、区役所、市民センター、市民プール、市民会館、市民体育館など）のいずれかにおいて、自動販売機の設置及び運営に関する業務（自らが管理・運営するものに限る。）を２年以上行った実績を有する者であること。

※ 「様式４ 実績表」に記入してください。

- ③ 運営準備に必要な資金の調達能力及び月額使用料等の支払能力を有する者であること。

- ④ 月額使用料等の納付において、交通局が発行する納入通知書により福岡市交通局出納取扱金融機関において納付することができる者であること。
- ⑤ 市町村税を滞納していない者であること。
- ⑥ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑦ 営業に必要な許認可、免許等の条件を満たすことができる者であること。
- ⑧ 本件期間の初日までに自動販売機及び販売品目の調達並びに運営体制の確立ができる者であること。
- ⑨ 公募の開始日から運営事業者の決定日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者ではないこと。  
※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス  
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ではないこと。また、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）がいないこと。
- ⑪ 福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑫ 役員等名簿の提出並びに前記⑩及び⑪の確認のための福岡県警察本部へ照会確認に同意する者であること。
- ⑬ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体ではないこと。また、公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者がいないこと。

### 3. 本件許可上の条件

- ① 設置及び運営に関する条件を遵守してください。
- ② 使用料等の費用を、定められた期限内に確実に納付してください。
- ③ 法令等の規定により、販売に際して許認可等を要する場合は、本件期間中、許認可等を常に取得している状態にする必要があります。
- ④ 本件許可に基づき得た権利を、第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ⑤ 自動販売機の外装素材は不燃材の使用を基本とし、本市消防局の承諾を得る必要があります。
- ⑥ 自動販売機で販売している商品と直接関係のない広告を掲示しないでください。
- ⑦ 自動販売機の設置場所に給排水設備はありませんので、ご注意ください。
- ⑧ 自動販売機は、単相100Vのコンセントで使用できるものにしてください。

#### 4. 設置上の条件

- ① 自動販売機の設置日程は、打合せをした上で決定します。
- ② 自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認した上で、転倒などの事故が発生しないよう安全に設置してください。
- ③ 自動販売機からの配線は壁等に固定してください。
- ④ 既設の自動販売機用コンセントを使用する場合は、コンセント用漏電ブレーカーを取り付けた上で、使用してください。また、自動販売機用コンセントを新設若しくは増設した場合又は分電盤等の交通局設備の改造等を実施した場合で、本件期間中に改造等を実施した部分の不具合が発生したときは、運営事業者にて対応していただきます。

#### 5. 運営上の条件

- ① 自動販売機の維持管理並びに自動販売機内の商品の補充及び金銭の管理は、運営事業者が適切に行ってください。なお、食品を販売する場合は、賞味期限が切れる前に必ず食品を入れ替えて下さい。
- ② 販売品目の搬入並びに廃棄物を搬出する時間及び経路は、駅利用者の妨げとならない計画及び体制に基づき実施するとともに、交通局の指示に従ってください。
- ③ 自動販売機、自動販売機の周辺及びコンセント差込口の清掃を、定期的に行ってください。
- ④ 自動販売機及び販売品目の衛生管理に関する関係法令等を遵守してください。
- ⑤ 交通局の電気設備の定期点検等のため、地下鉄の営業時間外において、年に数回、2時間を超える停電が、また、月に数回、数分程度の停電があります。停電からの復旧後に自動販売機が問題なく稼働できるよう、自動販売機の停電対策及び停電復旧対策を講じてください。なお、食品を販売する場合は、停電による品質劣化がないようにしてください。
- ⑥ 自動販売機の故障時並びに自動販売機に関する問合せ及び苦情は、運営事業者の責任において対応してください。また、緊急時に運営事業者と連絡が取ることができる連絡先を、自動販売機の本体前面の、利用者が分かりやすい場所に、掲示してください。

## 6. 公募への参加申込み

### (1) 参加申込み期限

令和6年1月15日(月)午後5時までに、下記「13. 提出先及び問合せ先」に記載された窓口に、下記「6.(2) 提出書類」に記載された書類一式を郵送又は持参にて提出することにより、申込んでください。

なお、郵送の場合は、上記期限までに必着となります。

### (2) 提出書類

提出書類	様式等	提出部数
① 参加申込書兼誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式1</li> <li>※ 参加申込者の押印は不要</li> </ul>	1部
② 企画書 ※ 第2次選考時に使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式2-1</li> <li>※ 提案月額使用料、運営方針、サービス提供内容等を記載すること。</li> <li>・ 様式2-2</li> <li>※ 対象駅の設置場所ごとに次に掲げる内容を全て記載すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 予定販売品目 (例：常温食品、冷蔵食品、冷凍食品、雑貨、玩具、その他)</li> <li>② 主な予定商品</li> <li>③ 当駅にその商品を選んだ理由(設置理由)</li> </ol> </li> <li>・ 提案資料</li> <li>※ 任意様式で作成し、次に掲げる内容を全て記載すること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 取扱商品(販売商品名、販売者、製造者、販売価格)</li> <li>② アピールポイント</li> </ol> </li> </ul>	9部 ※両面コピー可
③ 設置予定の自動販売機カタログ ※ 第2次選考時に使用		9部 ※両面コピー可
④ 会社経歴書又は会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任意様式</li> </ul>	1部
⑤ 代表者経歴書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 任意様式</li> </ul>	1部
⑥ 実績表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式4</li> </ul>	1部

<p>⑦ 市町村税を滞納していないことの証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。</li> <li>・ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で直近2年度分の市町村税に滞納がないことが確認できるものを提出すること。</li> <li>・ <u>発行から3か月以内のもの。</u></li> </ul>	<p>1部</p>
<p>⑧ 消費税及び地方消費税納税証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。</li> <li>・ 証明書の種類は「納税証明書(その3)」若しくは「納税証明書(その3の3)」を選択すること。</li> <li>・ <u>発行から3か月以内のもの。</u></li> </ul>	<p>1部</p>
<p>⑨ 直近2年分の財務諸表</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の写しを提出すること。</li> </ul>	<p>1部</p>
<p>⑩ 登記事項証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法務局発行の現在事項全部証明書(履歴事項全部証明書でも可)を提出すること。</li> <li>・ <u>発行から3か月以内のもの。</u></li> </ul>	<p>1部</p>
<p>⑪ 役員等名簿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>様式3</b></li> <li>・ 代表者及び役員(委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。</li> <li>・ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために福岡県警察本部へ照会することに使用する。</li> <li>・ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、監査役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。</li> </ul>	<p>1部</p>

### (3) 提出書類の作成及び提出に関する補足

- ① 提出書類は、詳細な内容を記入してください。特に、企画書は、運営事業者の選定に際して大きなポイントとなりますので、より詳細な内容を記入してください。
- ② 提出資料の作成言語は、固有名詞等を除き、日本語とします。
- ③ 公募への参加申込みに際しては、提出書類として挙げられた全ての書類の提出が必要です。提出書類に不足がある場合は、有効な参加申込みとして取り扱うことができません。
- ④ 提出書類のうち、⑦～⑩は、「福岡市・水道局・交通局競争入札参加登録業者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、かつ、当該搭載の有効期間内にこの自動販売機（飲料用を除く）設置・運営事業者公募の公示日または参加申込期限日が含まれている者にあつては、提出不要です。
- ⑤ 参加申込み期限後は、提出書類の内容変更及び書類の追加提出はできません。ただし、明らかな誤字、脱字等の場合で、交通局が認める場合は、この限りではありません。
- ⑥ 交通局が必要と認める場合は、別途書類を提出していただくときがあります。
- ⑦ 参加申込みに際して、自動販売機の設置予定場所の確認は、参加者自身において行ってください。
- ⑧ 提出された書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- ⑨ 書類提出後に公募への参加を辞退する場合は、「様式5 参加辞退届」を「13. 提出先及び問合せ先」に記載された窓口に、持参又は郵送にて提出してください。

### 7. 提出書類の公開及び権利関係について

- ① 公募参加者が作成した提出書類は、福岡市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、同条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開の対象となりますので、あらかじめご承知おきください。  
※ 福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報とは、個人情報（第7条第1号）法人等事業情報（第7条第2号）、生命等保護情報（第7条第3号）などをいいます。
- ② 本公募要項の著作権は、交通局に帰属します。また、提出書類の著作権は、書類を提出した各公募参加者に帰属します。
- ③ 交通局は、本公募手続の事務処理上必要な範囲に限り、提出書類を複写することができるものとします。また、運営事業者の選定手続、運営事業者の発表等のために必要と認めるときは、事前に公募参加者の承諾を得た上で、提出書類の全部又は一部を、無償で使用できるものとします。
- ④ 提出書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て公募参加者が負うものとします。

## 8. 本公募に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問受付期間

令和5年12月4日(月)から令和5年12月11日(月)午後5時まで

### (2) 質問方法

「様式6 質問書」に必要事項を記入の上、「13. 提出先及び問合せ先」に記載されたメールアドレス宛にEメールで提出してください。また、提出後は、質問書を提出した旨を、電話で連絡してください。

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年12月18日(月)を目途に、福岡市及び交通局ホームページに掲載します。

### (4) 回答の取り扱い

回答内容は、本公募要項の一部とみなします。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

## 9. 選考方法

### (1) 第1次選考

公募参加者の提出書類をもとに、第1次選考(事前審査)を実施します。第1次選考の結果、次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、第2次選考に進むことはできません。

- ① 参加申込資格を満たしていない場合
- ② 提出書類に不備がある場合

※ 第1次選考の結果は、全ての公募参加者へEメールにて通知します。

### (2) 第2次選考

第2次選考として、次に掲げるとおり、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼン等」という。)を実施します。

#### ① 日時

令和6年1月30日(火)以降【予定】

#### ② 場所

福岡市交通局庁舎(福岡市中央区大名二丁目5番31号)【予定】

※ 中央区役所と同じ建物ですが、玄関が異なります。交通局の玄関は、赤坂駅5番出入口側にあります。

#### ③ 各公募参加者の持ち時間

約20分(説明10分・質疑応答10分)【予定】

#### ④ 出席可能人数

一事業者につき、3名まで出席可能です。なお、プレゼン等は、本件許可後に主に運営を担当する方が行ってください。

⑤ 資料

プレゼン等は、事前に提出された「企画書」、「設置予定の自動販売機カタログ」をもとに実施していただきます。

※ 書類提出後に交通局からの求めに応じて提出していただく書類以外の書類を、プレゼン等の場で追加配付することはできません。

※ スクリーン、プロジェクター等は使用できません。

⑥ リモートによるプレゼン等の実施

プレゼン等をリモートにて実施する場合がありますので、その際は第1次選考通過者にあらかじめお知らせいたします。

## 10. 運営事業者の決定

- ① 選定委員会は、「別表1 運営事業者選考基準」に基づき、提案月額使用料、第2次選考におけるプレゼン等の内容等を総合的に評価した上で、全公募参加者の順位を決定します。
- ② 交通局は、選定委員会の評価結果を踏まえて、運営事業者を決定します。
- ③ 運営事業者の決定後、第2次選考参加者に対して速やかにEメールにて結果を通知するとともに、福岡市及び交通局ホームページに運営事業者として選定した者を掲載します。また、運営事業者として選定された者以外の公募参加者に対しては、順位を通知します。
- ④ 運営事業者との協議が調わない場合は、順位第2位の公募参加者を運営事業者に繰り上げることとし、以下同様に運営事業者に繰り上げることといたします。
- ⑤ 本件許可を出す前に、運営事業者に選定された者が「2. 参加申込資格」を満たさなくなった場合又は運営事業者に選定された者が提出した書類の内容に虚偽があったことが明らかになった場合は、運営事業者の決定を取り消します。
- ⑥ 「別表1 運営事業者選考基準」の2及び5以外の各項目のうち、1項目でも最低評価を取った公募参加者は、運営事業者となることはできません。

別表1 運営事業者選考基準

	項目	評価の視点	配点 (最高)
1	販売商品の品揃え	・ 駅の特徴をふまえた魅力的な商品 設置の計画があるか	40
2	提案月額使用料	・ 高い使用料収入が見込めるか	30
3	故障・クレーム時の対応 並びに体制	・ クレーム等に対し誠意ある適切な 対応ができるか	20
4	商品補充の体制・頻度	・ 品切れ時の対応や商品補充の頻度 は適切であるか	5
5	障がい者雇用	・ 障がい者の雇用に寄与しているか	5
合計			100

※ 評価点が同点であった場合は、「販売商品の品揃え」の評価点が高い企画案を優先し、「販売商品の品揃え」の評価点も同点であった場合には、さらに「提案月額使用料」の評価点が高い企画案を優先し、「提案月額使用料」も同点であった場合には選定委員会の審議により順位を決定します。

## 11. その他留意事項

- ① 本公募は、本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市交通局公有財産規程、その他関係法令等の定めるところにより実施します。また、本公募要項に疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- ② 公平かつ厳正な運営事業者の選定の機会を確保するため、審査等に関する問合せには、質問受付期間中の質問書による質問を除き、一切応じられません。
- ③ 運営事業者に選定された場合であっても、道路管理者又は消防局からの許可が得られなかったときは、自動販売機を設置することはできません。
- ④ 本公募に関して公募参加者が要した一切の費用は、公募参加者にて負担いただきます。
- ⑤ 災害、経済状況の急激な変化等、本公募手続を継続することが困難であると交通局が判断した場合には、本公募手続を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において、公募参加者がに要した一切の費用は、公募参加者にて負担いただきます。

## 12. 様式

- (様式1) 参加申込書兼誓約書
- (様式2-1) (様式2-2) 企画書
- (様式3) 役員等名簿
- (様式4) 実績表
- (様式5) 参加辞退届
- (様式6) 質問書
- (参考資料1) 配置図面
- (参考資料2) 許可条件(案)
- (参考資料3) 提出書類チェックリスト

## 13. 提出先及び問合せ先

福岡市交通局 営業部 広告・駅ナカ事業課 担当：宮地、村田、寺本 〒810-0041 福岡市中央区大名二丁目5番31号（交通局本局庁舎6階） 電話番号：092-732-4109・4229、Eメール：ekinaka@city.fukuoka.lg.jp
---

◇ 公募要項公表から運営開始までの流れ

